

名古屋市公報	平成31年 3月20日 第1300号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (環境・総務課) (第1号)	5
規 則	
○ 名古屋市老人いきいの家条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第8号)	7
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (市経・地域振興課) (第9号)	8
告 示	
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第116号)	9
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第117号)	15
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第118号)	23
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第119号)	25
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第120号)	27
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第121号)	29
○ 告示の訂正について (住都・街路計画課) (第122号)	30
○ 有料公園施設の供用時間の変更について (観光・名古屋城総合事務所) (第123号)	32
○ 名古屋都市計画都市再生特別地区の変更 (住都・都市計画課) (第124号)	34
○ 市民緑地の管理期間の変更について (緑土・緑地事業課) (第125号)	35
○ 指定代理納付者の指定 (観光・名古屋城総合事務所) (第126号)	36
○ 指定代理納付者の指定 (観光・名古屋城総合事務所) (第127号)	37
選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の一部訂正について (第3号)	38
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会臨時会の開催について (第5号)	39

上 下 水 道 局 告 示

-
- | | | |
|----------------------|-------|----|
| ○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 | (第2号) | 40 |
|----------------------|-------|----|
-

公 告

- | | | |
|---|-------------|----|
| ○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 | (住都・建築指導課) | 51 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 | (上下水・営業課) | 52 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 | (上下水・営業課) | 53 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告 | (上下水・営業課) | 54 |
| ○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場の利用料金の公告 | (緑土・自転車利用課) | 56 |
| ○ 農業委員会総会の開催公告 | (農業委員会) | 59 |
-

条 例 の あ ら ま し

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（第 1号）

- 1 改正内容

- (1) 土壌汚染状況調査が猶予されている土地の形質変更時の届出等について罰則及び手続が重複する部分を解消するよう規定を整備します。（第61条の 2関係）
 - (2) 協議により汚染土壌処理業の許可があったとみなされた国又は地方公共団体が行う汚染土壌の処理の事業について、許可と同様の生活環境影響調査を行うよう規定を整備します。（第60条の 7条関係）
 - (3) その他規定の整理を行います。（第54条関係）

- 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市老人いこいの家条例施行細則の一部を改正する規則（第 8号）

- 1 改正内容

指定管理者選定委員会に関して、規定の整備を行います。（第 6条、第 9条から第16条関係）

- 2 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 9号）

- 1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第42号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名 称	位 置	施 行 期 日
供用開始	名古屋市松原コミュニティセンター	名古屋市中区松原二丁目22番24号	平成31年 3月26日

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成31年 3 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 1 号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改
正する条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条
令第15号）の一部を次のように改正する。

第54条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 3 条第 8 項」に改める。

第60条の 7 第 1 項中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は同
法第27条の 5 の協議をしようとする者」を、「当該申請」の次に「又は協議」
を加え、同条第 2 項中「申請」の次に「又は協議」を加える。

第61条の 2 第 1 項中「又は」の次に「同条第 8 項、」を加え、同条第 2 項中
「次の各号」を「次」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「同
条第 3 項に規定する指示措置等」を「同項第 1 号に規定する実施措置」に改め、
同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 土壌汚染対策法第 3 条第 7 項に規定する土地の形質の変更

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第61条の2第1項の規定は、施行日以後に受けた土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）第2条の規定による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項の規定による命令に係る土地について適用し、この条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第61条の2第1項に規定する第55条第1項及び第2項の規定による調査については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例第61条の2第2項第3号に規定する指示を受けた者が行う同号に規定する行為については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

名古屋市老人いこいの家条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 8号

名古屋市老人いこいの家条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人いこいの家条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 6条を次のように改める。

（指定管理者の選定）

第 6条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第 1条に基づく名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第 9条第 1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4号中「前各号」を「前 3号」に改める。

第10条から第15条までを削り、第16条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年 3 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 9 号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部
の施行期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成30年名古屋市条例第42号）中別表の改正規定のうち名古屋市千早コミュニティセンターの項を改める部分の施行期日は、平成31年 3 月26日とする。

名古屋市告示第116号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成31年3月11日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

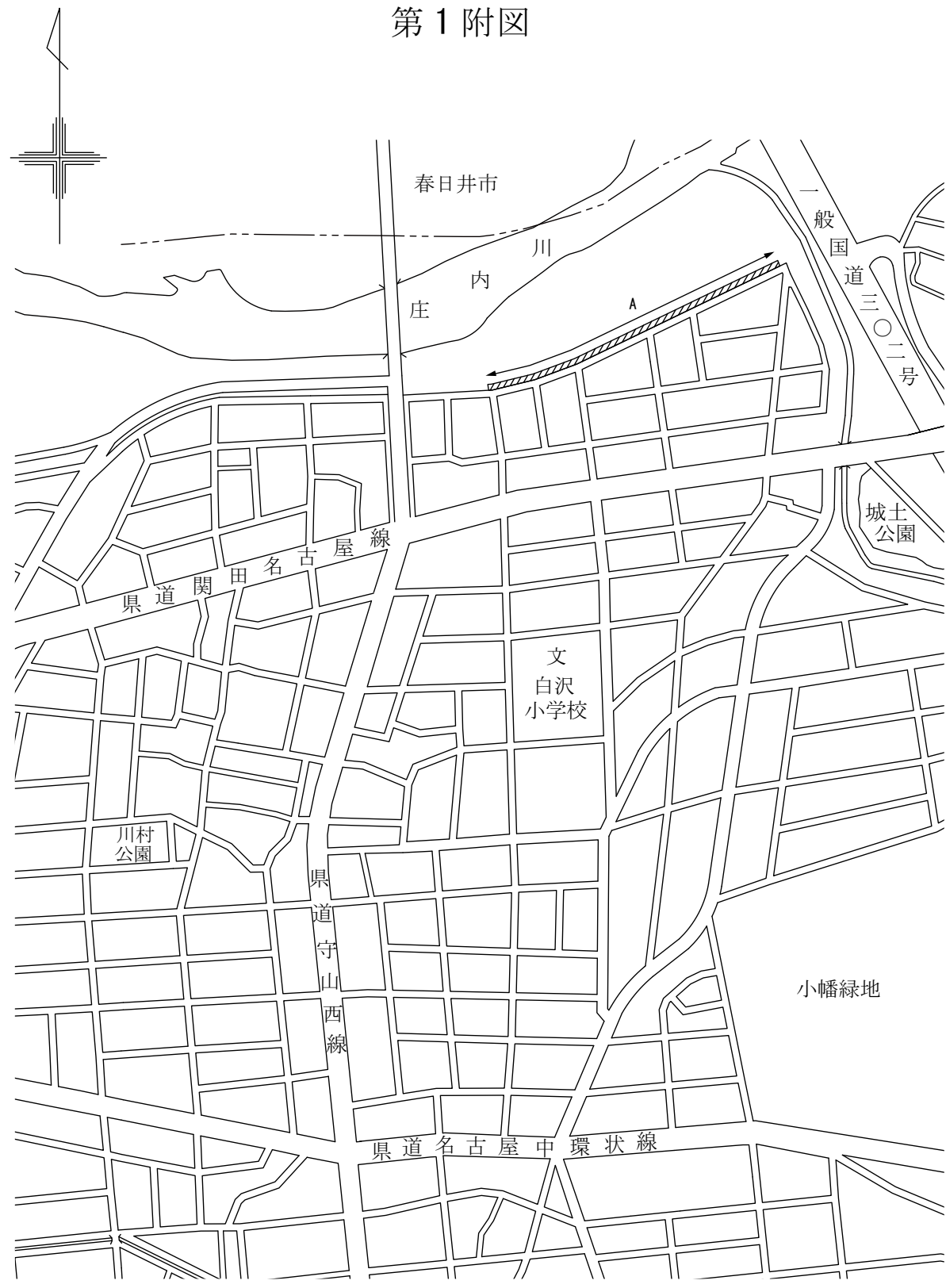
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	城山第1号線	名古屋市守山区川上町18番 の1地先から	前	0.436	6.00	第 1 図 第 附 図
			名古屋市守山区川上町78番 の1地先まで	後	0.436	7.78 ～ 9.30	
	A	鳴海町第407号線	名古屋市緑区平子が丘3322 番地先から	前	0.065	平均 0.90	第 2 図 第 附 図
			名古屋市緑区平子が丘3317 番地先まで	後	0.065	4.55 ～ 5.21	

2 道路の供用開始

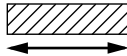
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	日置中野新町線第 4 号	名古屋市中川区五女子一丁目1019番の1地先から 名古屋市中川区五女子一丁目707番の1地先まで	第 3 附 図
	2		名古屋市中川区五女子一丁目706番地先から 名古屋市中川区五女子二丁目712番地先まで	
	1	土古町線第4号	名古屋市中川区荒子町字大門東13番の1地先から 名古屋市中川区荒子町字大門東40番の1地先まで	第 4 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



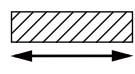
凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

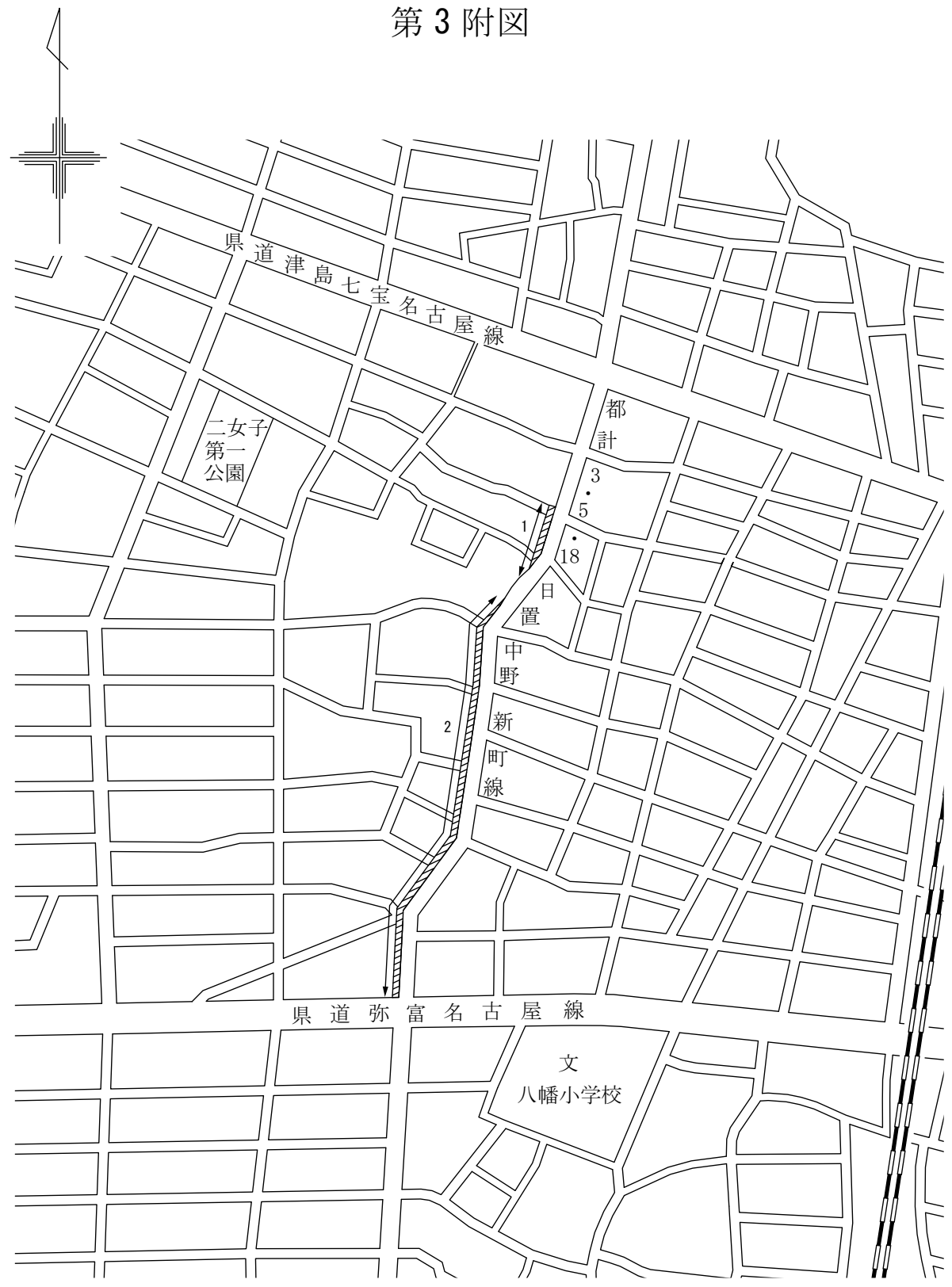
第 2 附図



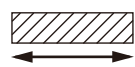
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 3 附図



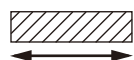
凡 例

 道路の供用を開始する部分

第4 附図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第117号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成31年3月12日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年3月12日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	滝ノ水第159号線	名古屋市緑区相原郷一丁目 2208番の1地先から	前	0.012	6.00	第 1 図 交差部の拡幅
			名古屋市緑区相原郷一丁目 2208番の1地先まで	後	0.012	6.00	
	A	広路第19号線支線 第3号	名古屋市昭和区川名町4丁目 78番地先から	前	0.014	2.73	第 2 図
			名古屋市昭和区川名町4丁目 78番地先まで	後	0.014	3.80 ～ 4.00	
	A	六番町南北第4号 線	名古屋市熱田区六番一丁目 1414番の2地先から	前	0.040	2.18	第 3 図
			名古屋市熱田区六番一丁目 1412番地先まで	後	0.040	5.97 ～ 7.30	
	A	戸部町第8号線	名古屋市南区戸部町4丁目 26番地先から	前	0.030	4.00	第 4 図
			名古屋市南区戸部町4丁目 26番地先まで	後	0.030	5.90 ～ 7.57	

	B	姥子山第 2 号	名古屋市南区戸部町 4 丁目 26番地先から	前	0.029	1.82	
			名古屋市南区笠寺町字姥子 山14番地先まで	後	0.029	5.90 ～ 7.57	
	A	幸心屋敷線	名古屋市守山区幸心一丁目 406番地先から	前	0.045	平均 4.50	第 5 附 図
			名古屋市守山区幸心一丁目 405番地先まで	後	0.045	3.36 ～ 4.00	
	A	小幡苗代 1 号線	名古屋市守山区苗代二丁目 109番の 3 地先から	前	0.028	平均 3.00	第 6 附 図
			名古屋市守山区苗代二丁目 109番の 6 地先まで	後	0.028	3.91 ～ 4.12	

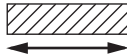
名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

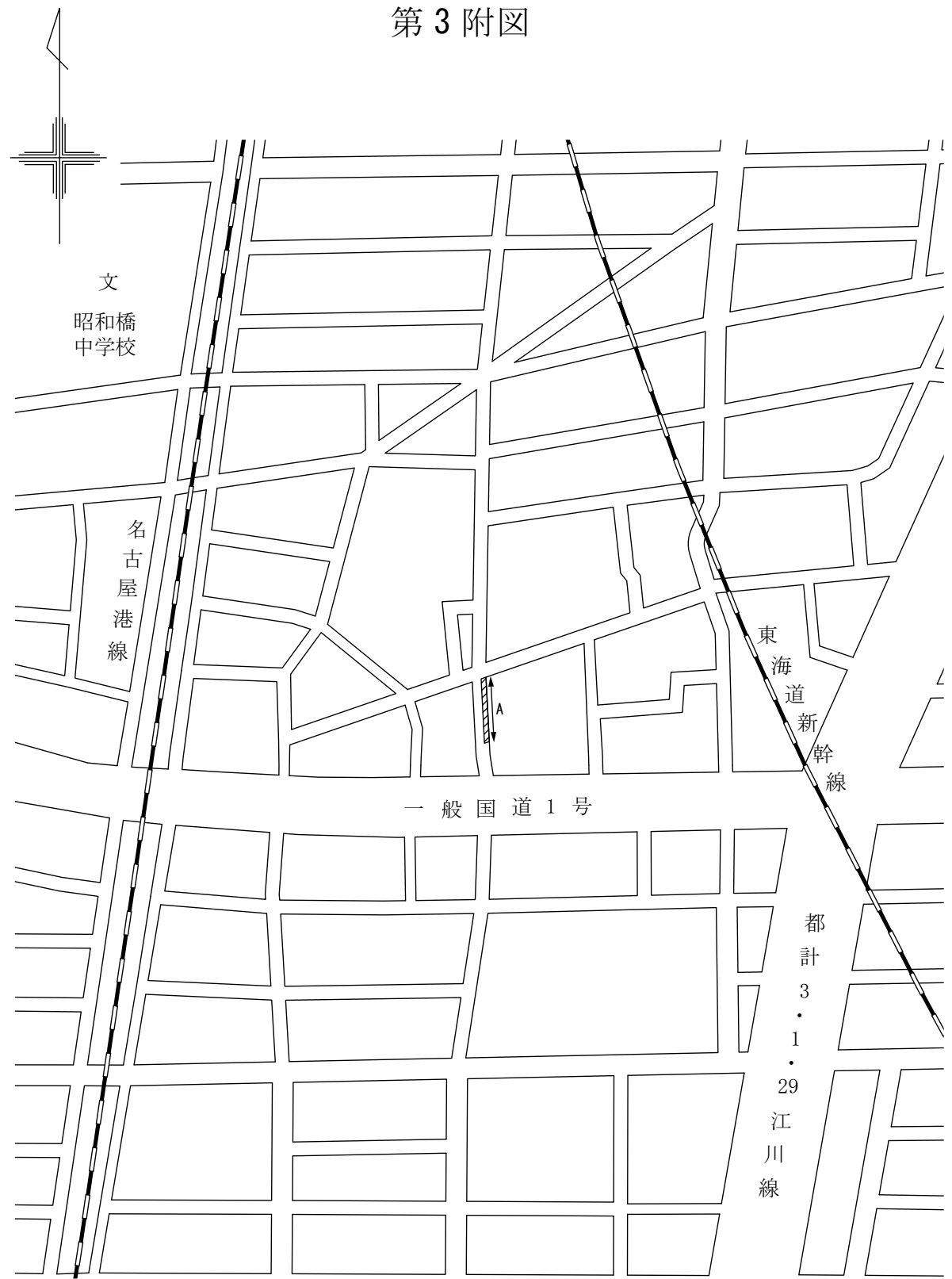
第 2 附図



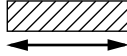
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第 3 附図



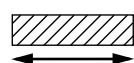
凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

第4 附図

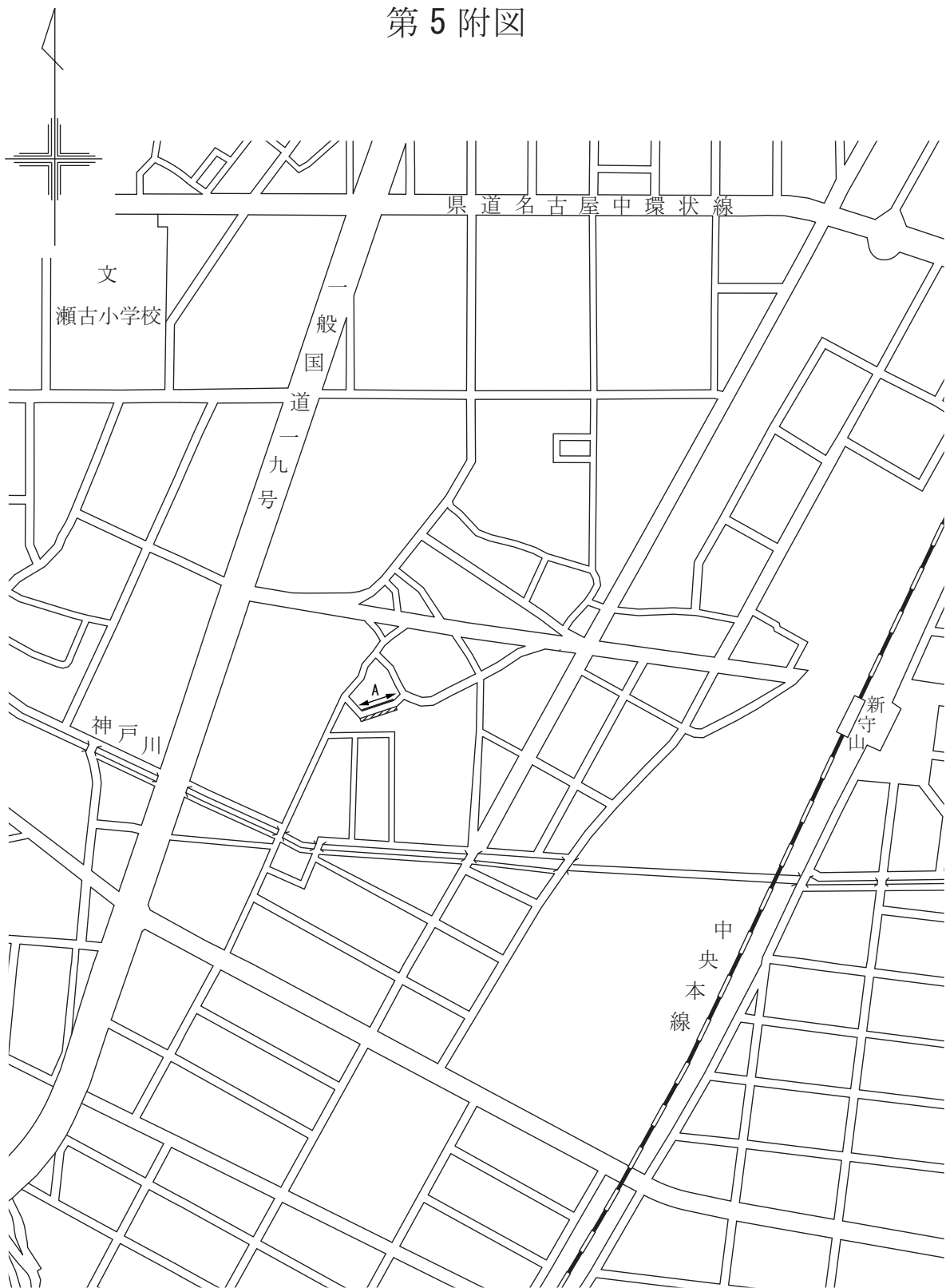


凡 例

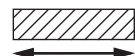


区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

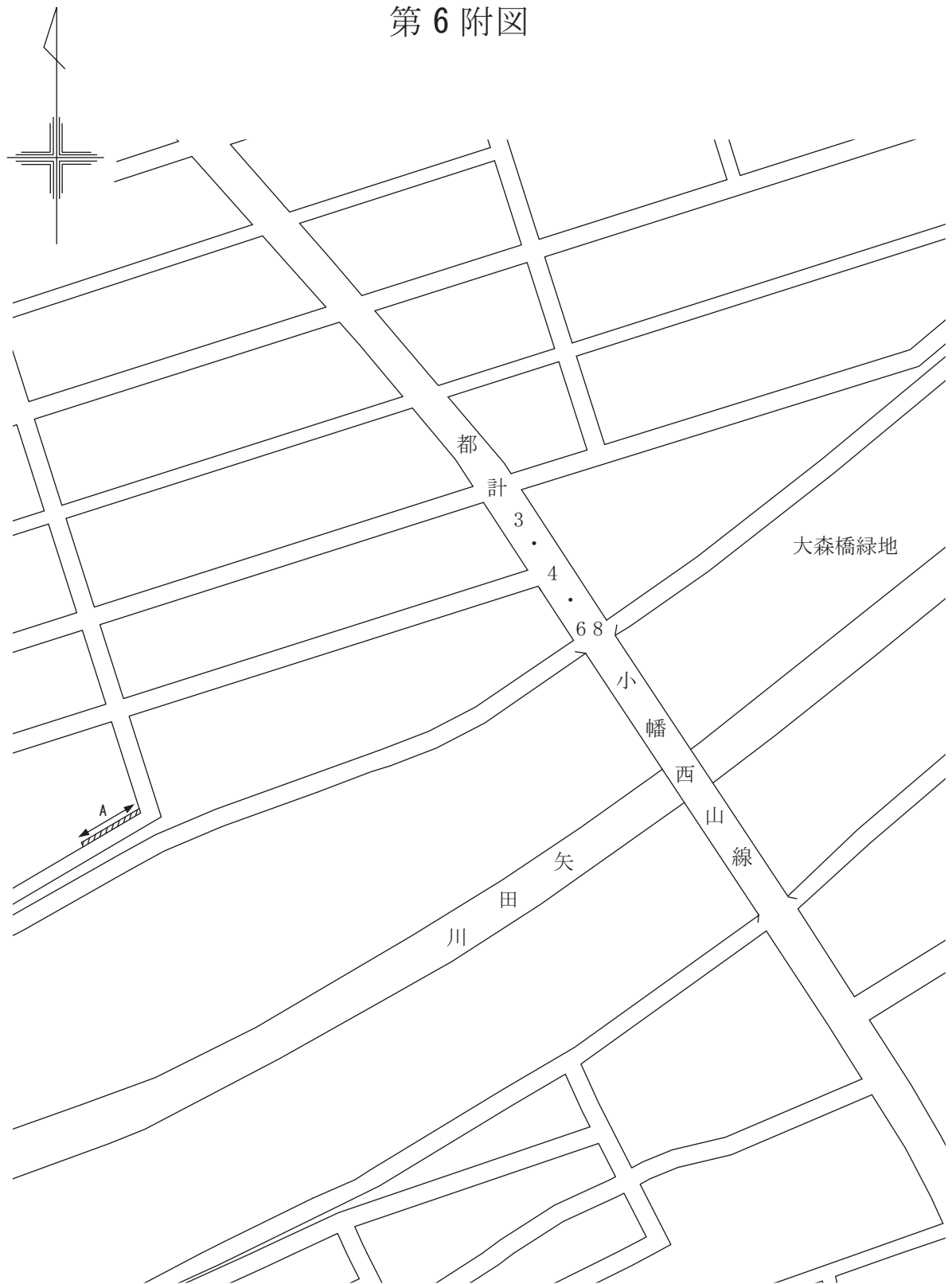
第 5 附図



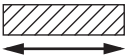
凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分
-  区域変更により廃道する部分

第 6 附図



凡 例



区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第118号

道路に関する告示

平成31年名古屋市告示第111号の一部を次のように改正します。

平成31年 3 月12日

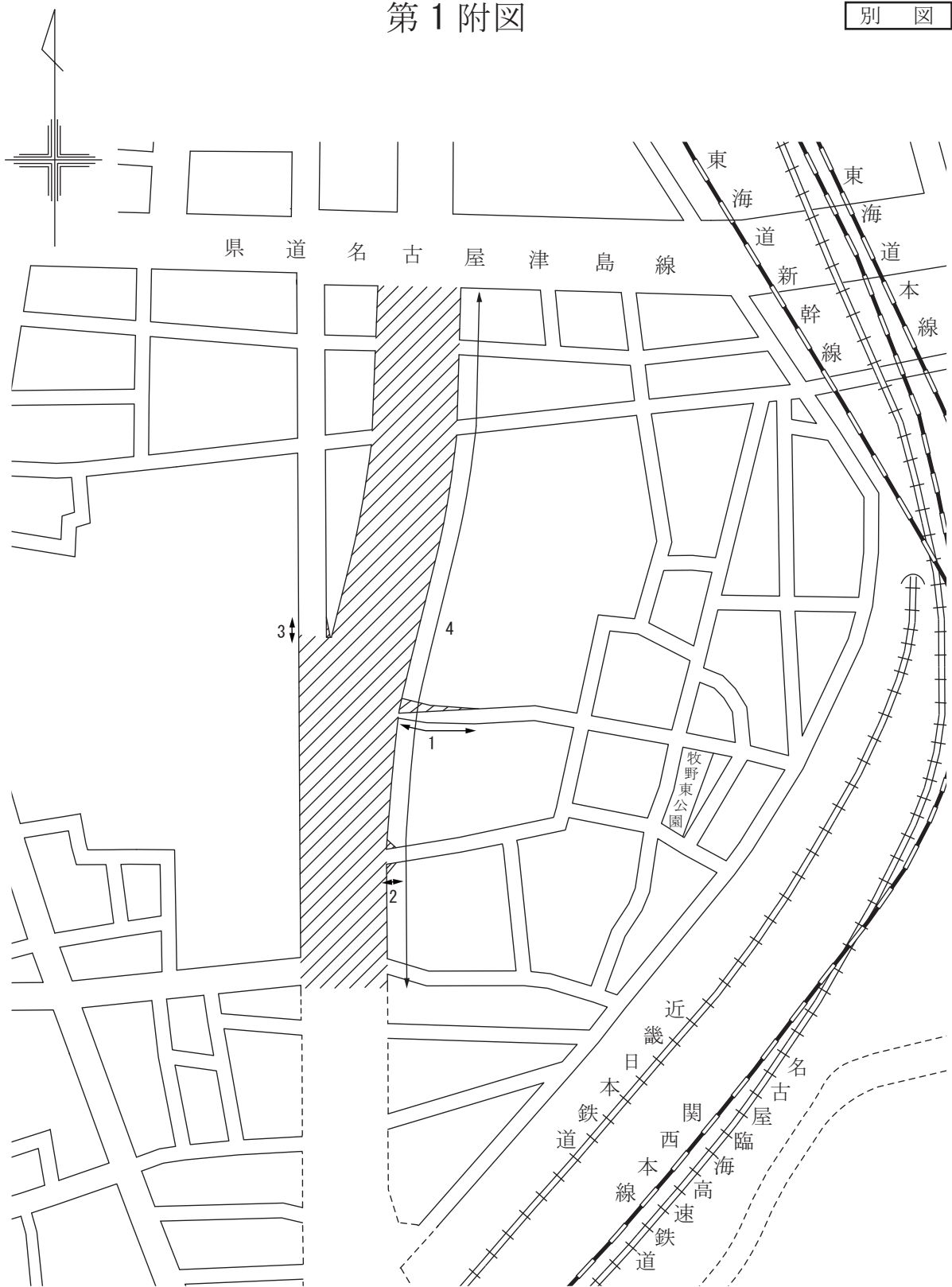
名古屋市長 河 村 た か し

平成31年名古屋市告示第111号第1附図を別図のように改める。

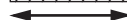
名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図

別 図



凡 例

 道路の供用を開始する部分


名古屋市告示第 119号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第11号に該当します。

平成31年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

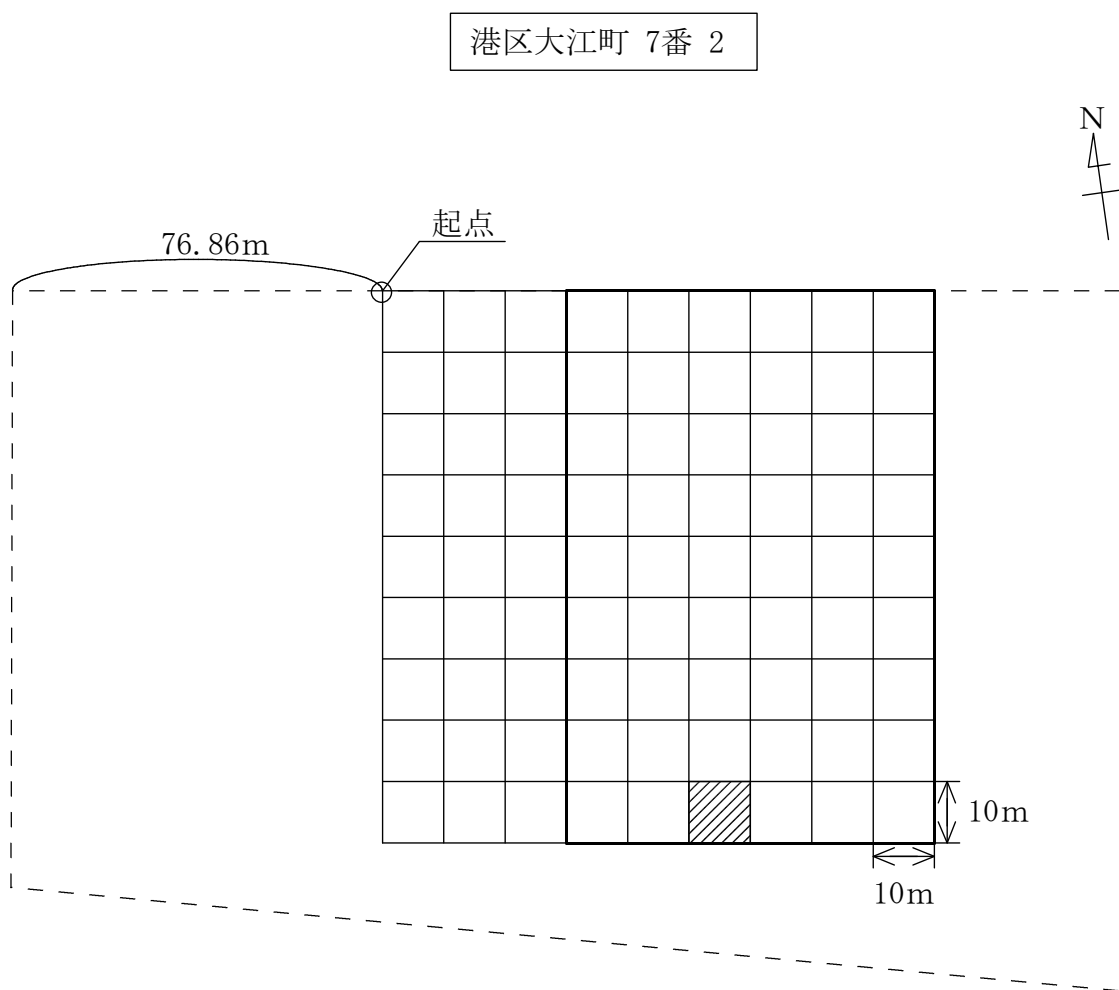
1 指定する区域

名古屋市港区大江町 7番 2の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地
- : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 120号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の
指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項及び第11条第 2項の規定に基づき、要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成31年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成26年名古屋市告示第 553号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

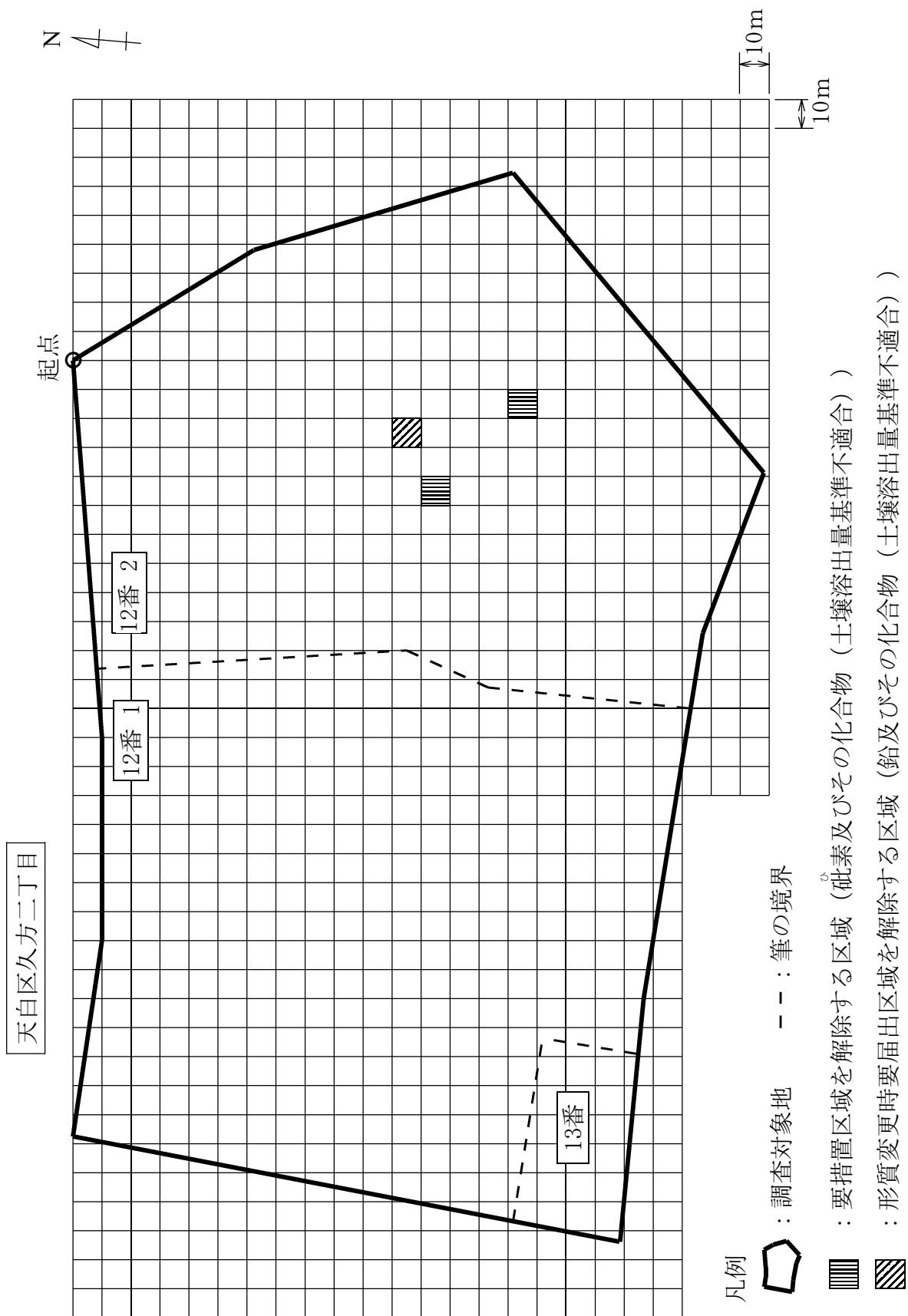
2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）並びに砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域及び形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 121号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成31年 3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成26年名古屋市告示第 766号により指定した区域の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

シス -1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 122号

告示の訂正について

平成31年名古屋市告示第 106号（名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧）の一部を次のように訂正します。

平成31年 3月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間の表中

「

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市長官舎 道路建設部道路建設課 (名古屋市長官舎西庁舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・2・53号東志賀線、 3・3・55号上飯田線及 び 3・4・100号山の手 通線に係る図書	平成 9年 9月26日から 平成35年 3月31日まで

」

を

「

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市長官舎 道路建設部道路建設課	名古屋都市計画道路事業 3・2・53号東志賀町 線、3・3・55号上飯田 線及び 3・4・100号山 の手通線に係る図書	平成 9年 9月26日から 平成35年 3月31日まで

(名古屋市役所西庁 舎 7階)		
--------------------	--	--

」

に訂正します。

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 123号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

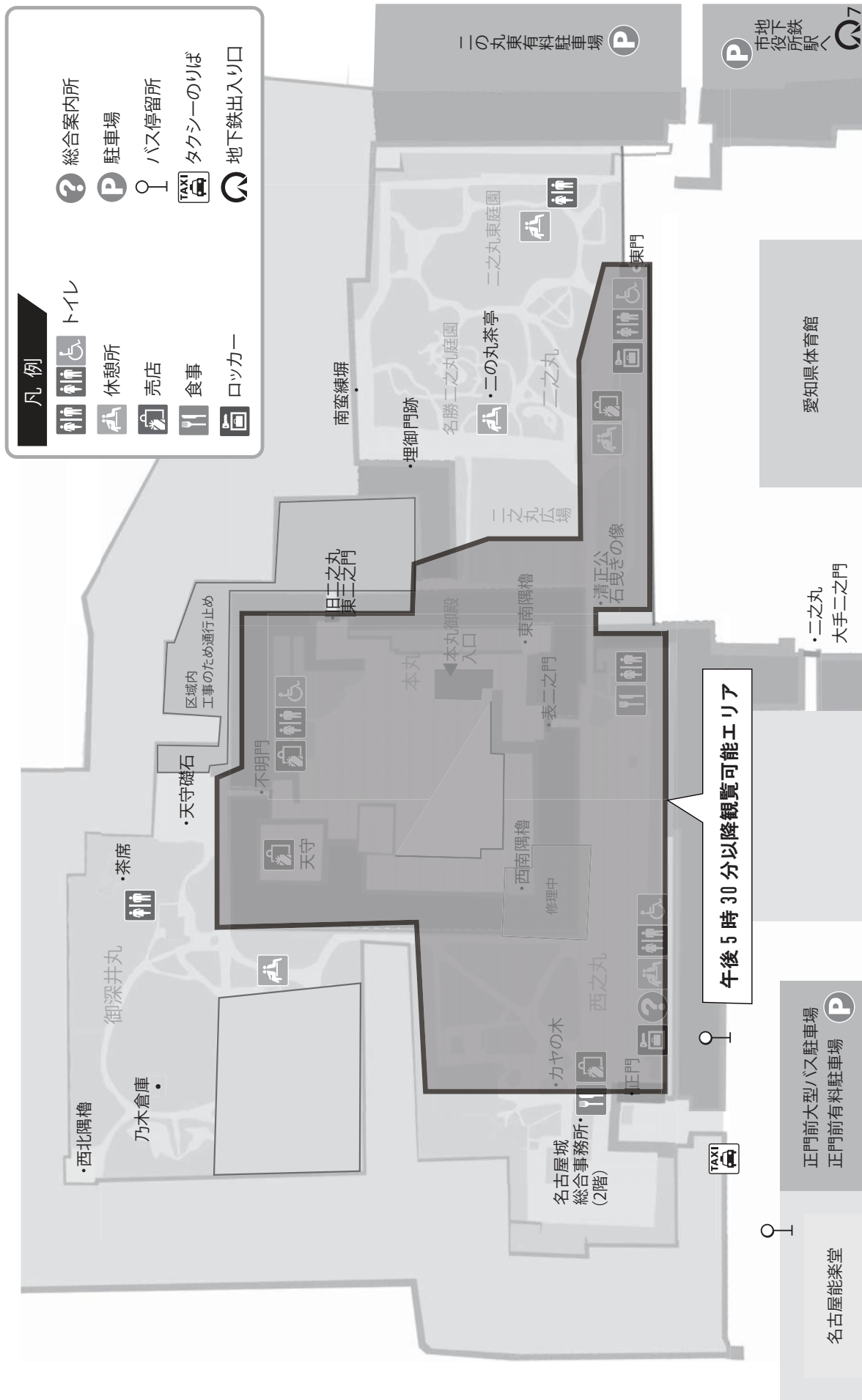
平成31年 3月23日から同年 4月 7日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 7時30分まで」に変更します。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 5時30分から午後 7時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

（別図）午後5時30分以降利用区域図



名古屋市告示第 124号

名古屋都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画都市再生特別地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画都市再生特別地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市東区東桜一丁目及び中区錦三丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示 125号

市民緑地の管理期間の変更について

平成20年名古屋市告示第19号の一部を次のように変更します。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間中「平成19年12月18日から平成35年 3月31日まで」
を「平成19年12月18日から平成51年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 126号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社名古屋カード
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年 3月18日から平成32年 3月31日まで

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 127号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
トヨタファイナンス株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市西区牛島町 6番 1号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成31年 3月18日から平成32年 3月31日まで

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市選挙管理委員会告示第 3 号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する
収入及び支出の報告書の要旨の一部訂正について

平成29年11月19日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第 189 条の規定に基づく選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、公職の候補者則竹勅仁の第 1 回及び第 2 回報告分に係る訂正があったので、平成30年名古屋市選挙管理委員会告示第 2 号（名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について）の一部を次のように訂正する。

平成31年 3 月12日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の則竹勅仁の第 1 回報告分収入中、主たる寄附に「小堀 誠 会社社長 220,000 円」を加え、その他の収入「220,000 円」を「0 円」に訂正し、第 2 回報告分収入中、主たる寄附に「小堀 誠 会社社長 280,000 円」を加え、その他の収入「380,000 円」を「100,000 円」に訂正する。

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第 5号

教育委員会臨時会の開催について

平成31年 3月20日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

平成31年 3月13日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会表彰について

教職員人事について

事務局人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成31年3月15日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月14日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成31年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
瑞穂区	雁 道 町	4丁目	一部	瑞穂区桃園町 名古屋市上下水道局 伝馬町水処理センター
緑 区	有 松 三 丁 山		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	大 高 町	鶴田	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	鳴 海 町	雷 尾崎山	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	平 子 が 丘		〃	〃

名 東 区	丁 田 町		〃	名 東 区 山 香 町 名 古 屋 市 上 下 水 道 局 西 山 水 処 理 セ ン タ ー
	藤 森 一 丁 目		〃	〃
天 白 区	土 原 二 丁 目		〃	天 白 区 植 田 南 一 丁 目 名 古 屋 市 上 下 水 道 局 植 田 水 処 理 セ ン タ ー
	天 白 町	島 田 ・ 黒 石	〃	〃
	天 白 町	平 針 ・ 黒 石	〃	緑 区 浦 里 五 丁 目 名 古 屋 市 上 下 水 道 局 鳴 海 水 処 理 セ ン タ ー

3 供用を開始する排水施設の位置

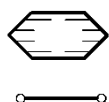
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	瑞穂区
分 流 式	緑区 名 東 区 天 白 区

排水施設の位置図

瑞穂区（合流式）

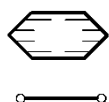


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1

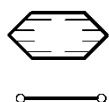
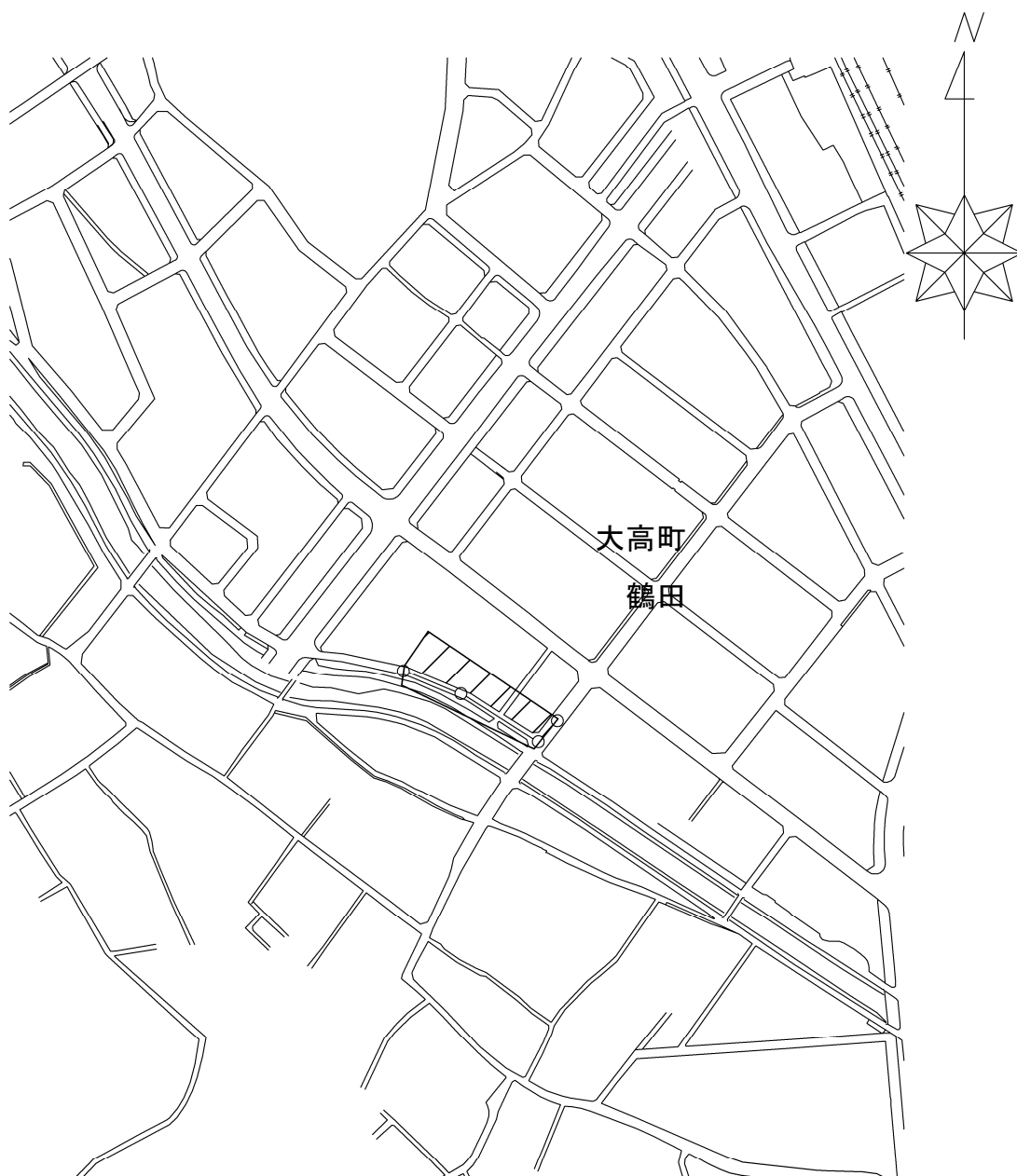


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2

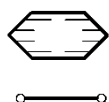
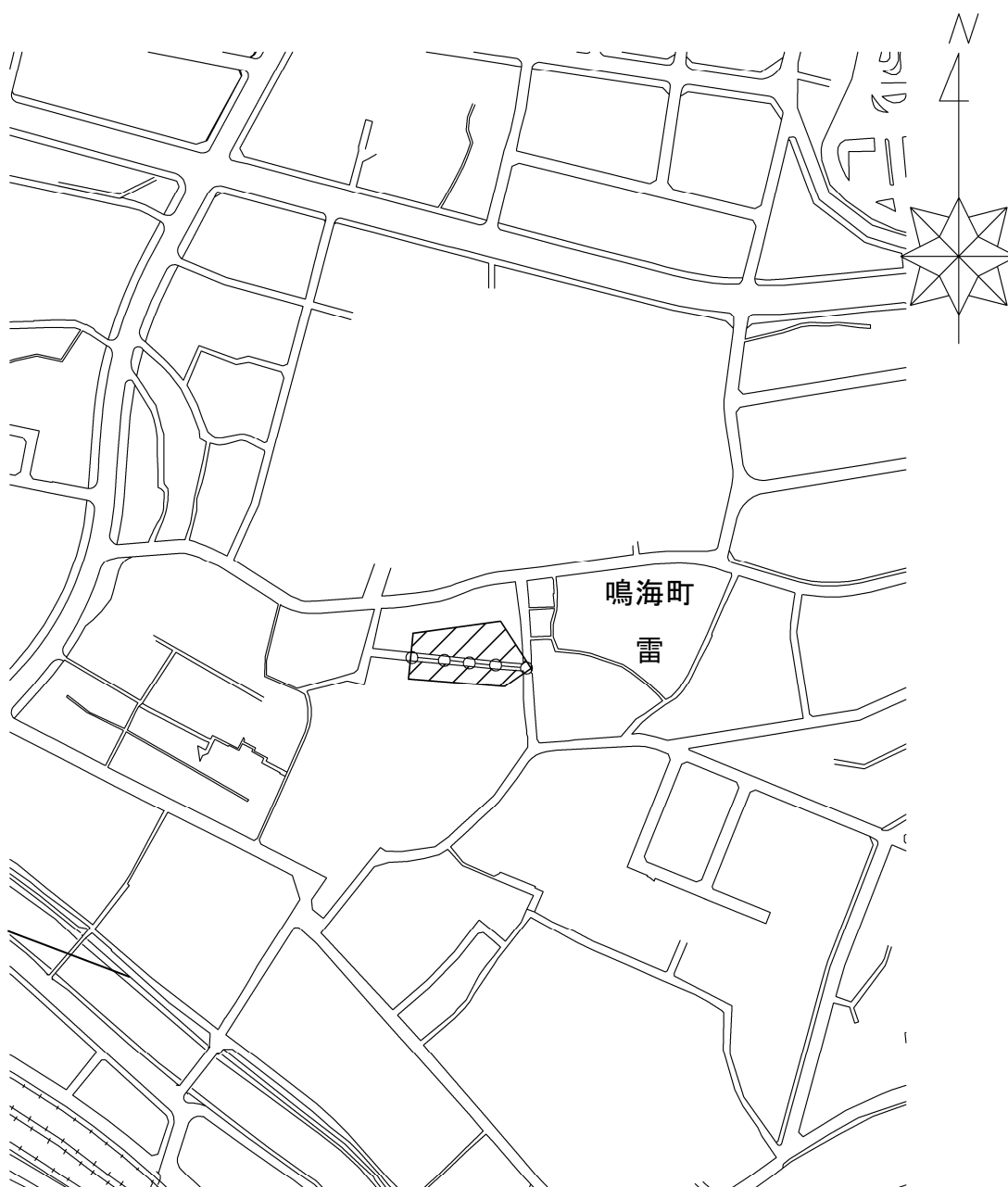


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3

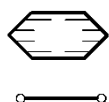
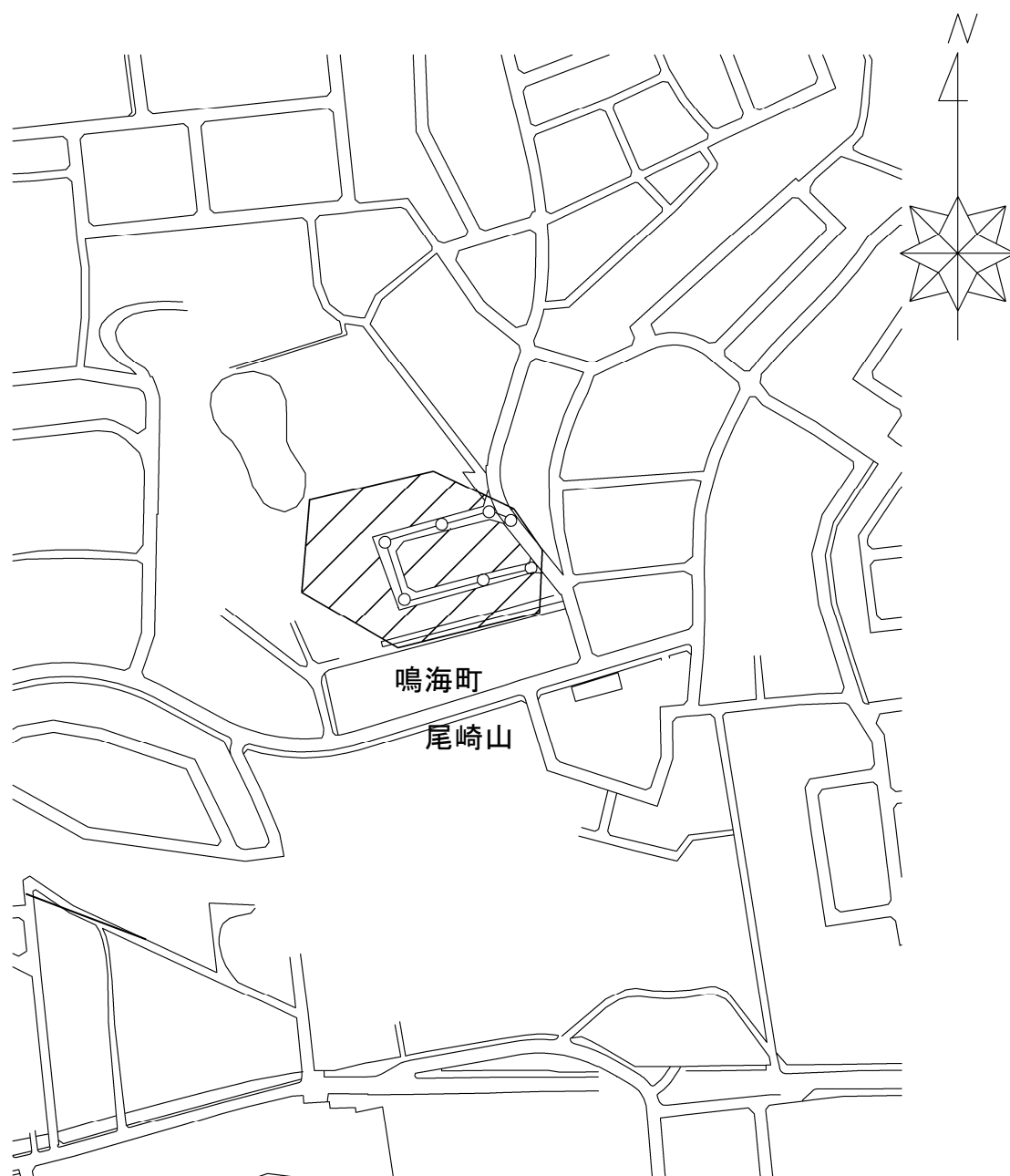


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4

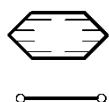
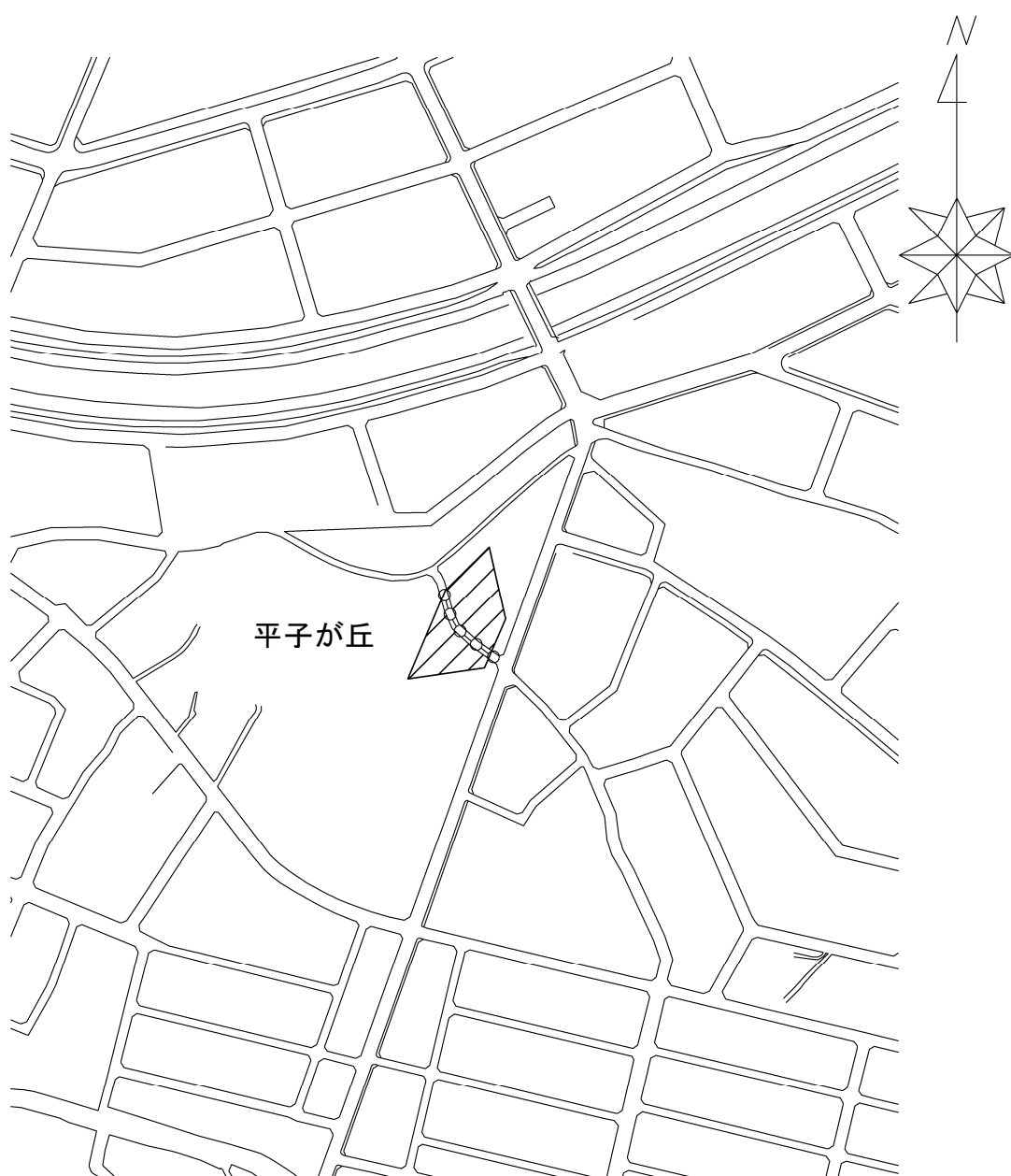


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5

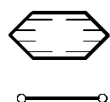
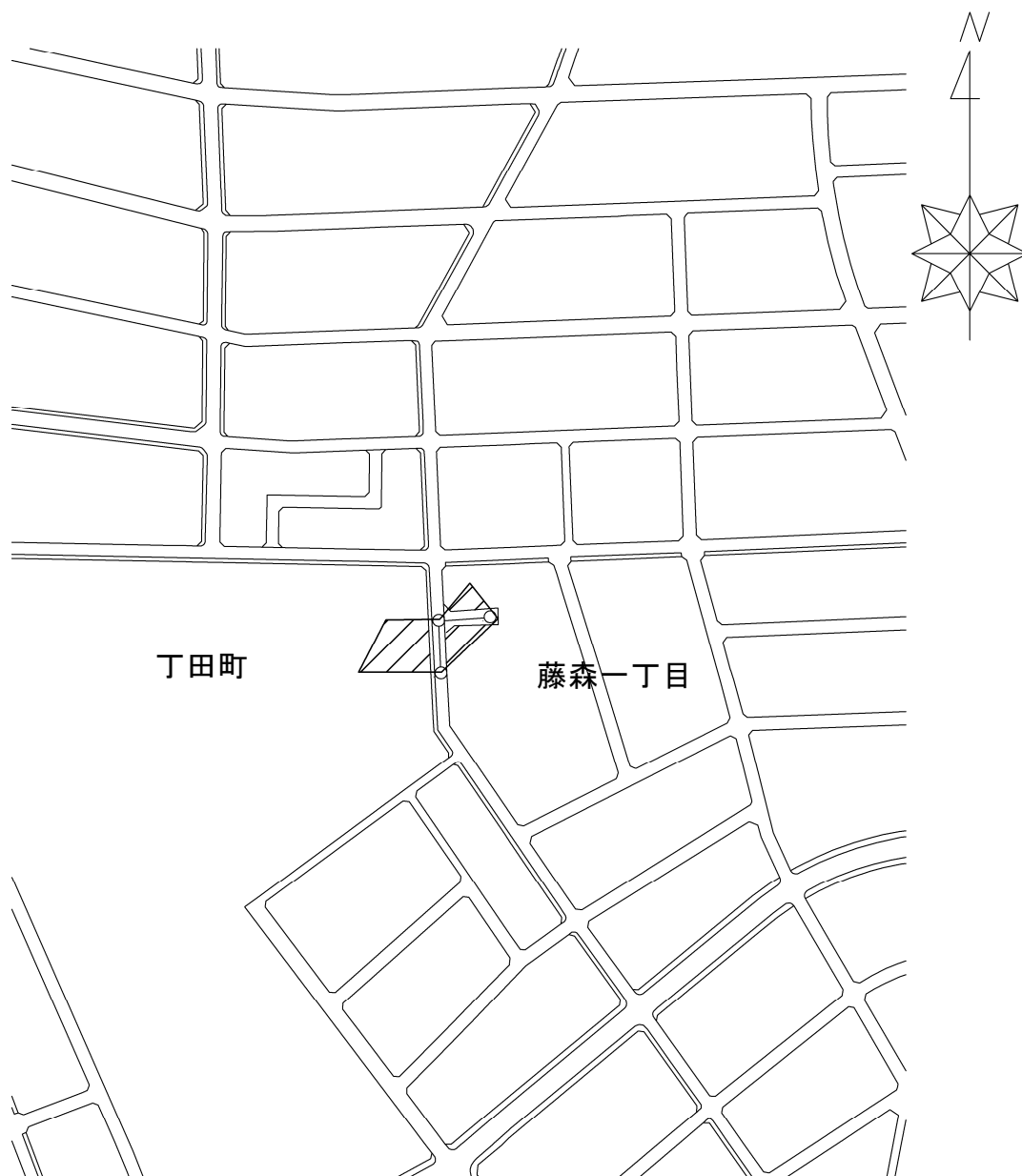


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

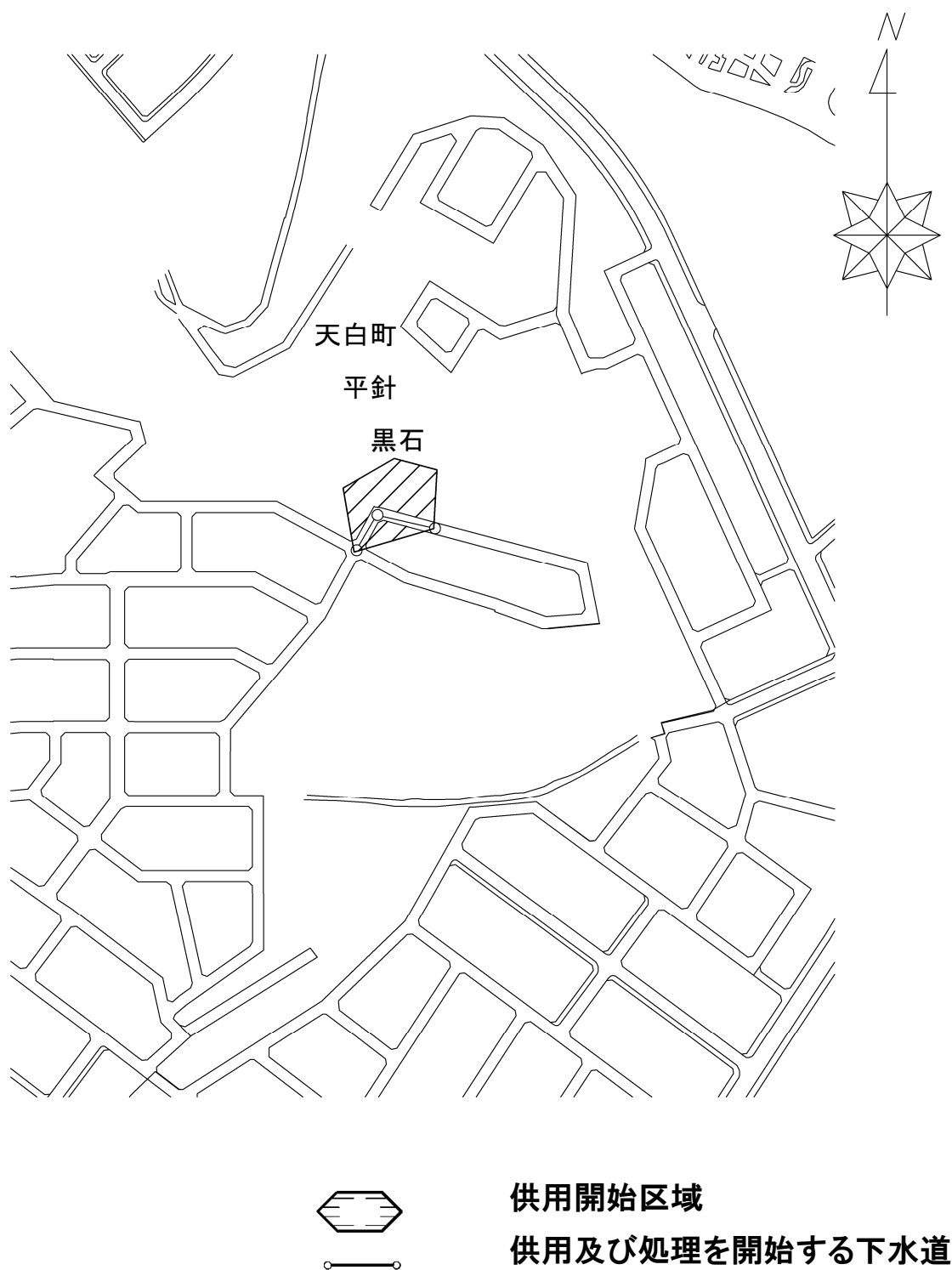
排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 2



公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年3月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市中川区戸田明正三丁目2番の一部、3番から36番まで、37番の一部、38番、39番、201番から203番まで、301番から304番まで、401番から403番まで、501番から503番まで、601番、603番、605番、701番、702番、801番から804番まで、901番、1001番、1002番、1101番及び1102番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成31年 3月14日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 875号	(有)井戸かね工業所	坂野 信一	名古屋市瑞穂区白砂町 1丁目48番地の 2	平成31年 2月 5日
第 406号	名城設備工業(有)	久留 たづ子	名古屋市北区玄馬町 110番地	平成31年 2月22日
第 396号	寺前工業所	寺前 忠彦	名古屋市中村区岩上町 196番地	平成31年 2月26日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

平成31年 3月14日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 875号	(有)井戸かね工業所	坂野 信一	名古屋市瑞穂区白砂町 1丁目48番地の 2	平成31年 2月 5日
第 406号	名城設備工業(有)	久留 たづ子	名古屋市北区玄馬町 110番地	平成31年 2月22日
第 396号	寺前工業所	寺前 忠彦	名古屋市中村区岩上町 196番地	平成31年 2月26日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成31年 3月14日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第1386号	(株)成瀬組	成瀬 裕美子	成瀬 丙午	平成31年 2月26日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第 957号	佐藤水道	名古屋市港区宝神三丁目2015番地	名古屋市港区宝神三丁目2101番地の18	平成31年 2月 5日
第1295号	(株)伊波設備	愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字坂部28番地	愛知県知多郡阿久比町大字宮津字西森下 7番地3	平成31年 2月15日
第 885号	弘和住設(有)	愛知県春日井市篠木町六丁目2409番15	愛知県春日井市篠木町六丁目 2番地15	平成31年 2月26日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市道路附属物自動車駐車場の利用料金の公告

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第3条第2項から第4項までの規定に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までに適用される名古屋市道路附属物自動車駐車場の利用料金について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成31年 3月15日

名古屋市長 河村 たかし

1 名古屋市池下駐車場

種別			利用料金
基本料金	30分	午前 7時から午後12時まで	200円
	入出場取扱時間外 1回	午前 0時から午前 7時まで	600円
回数券	30分券	11枚	2,000円
		36枚	6,000円
	60分券	11枚	4,000円
		36枚	12,000円
	夜間券	11枚	6,000円
定期券 （1箇月あたり）	昼間	午前 8時から午後 8時まで	18,000円
	夜間	午後 6時から翌日の午前 9時まで	15,000円
	全日	午前 0時から午後12時まで	30,000円

2 名古屋市吹上中央帯駐車場

種別			利用料金
基本料金	30分	午前 0時から午後12時まで	200円
1日最大料金	平日限定	午前 0時から午後12時まで	2,000円
回数券	30分券	11枚	2,000円
定期券 (1箇月あたり)	全日	平日の午前 0時から午後12時まで	10,000円

平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。

3 名古屋市大曽根駐車場

種別			利用料金
基本料金	20分	午前 6時30分から翌日の午前 1時まで	100円
	入出場取扱時間外 1回	午前 1時から午前 6時 30分まで	500円
1日最大料金			1,200円
回数券	10分券	60枚	2,400円
	20分券	11枚	900円
		60枚	4,800円
	1時間券	11枚	2,700円
		60枚	14,400円
	夜間券	11枚	4,400円
		60枚	20,400円
	プリペイドカード	14,000円相当	10,000円

定期券 (1箇月あたり)	昼間	午前 6時30分から午後 10時まで	15,000円
	夜間	午後 6時から翌日の午前 9時まで	10,000円
	全日	午前 0時から午後12時まで	20,000円

4 吹上駐車場

種別			利用料金
基本料金	30分	午前 8時から午後11時まで	200円
	入出場取扱時間外 1回	午後11時から翌日の午前 8時まで	600円
1日最大料金	平日限定	午前 8時から午後11時まで	2,000円
回数券	30分券	11枚	2,000円

平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成31年 3月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成31年 3月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第17号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第18号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第19号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第20号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第21号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第22号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第23号議案 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について

第24号議案 名古屋市農地台帳の整備等に関する規程の一部改正について

第25号議案 名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について

第26号議案 名古屋市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課